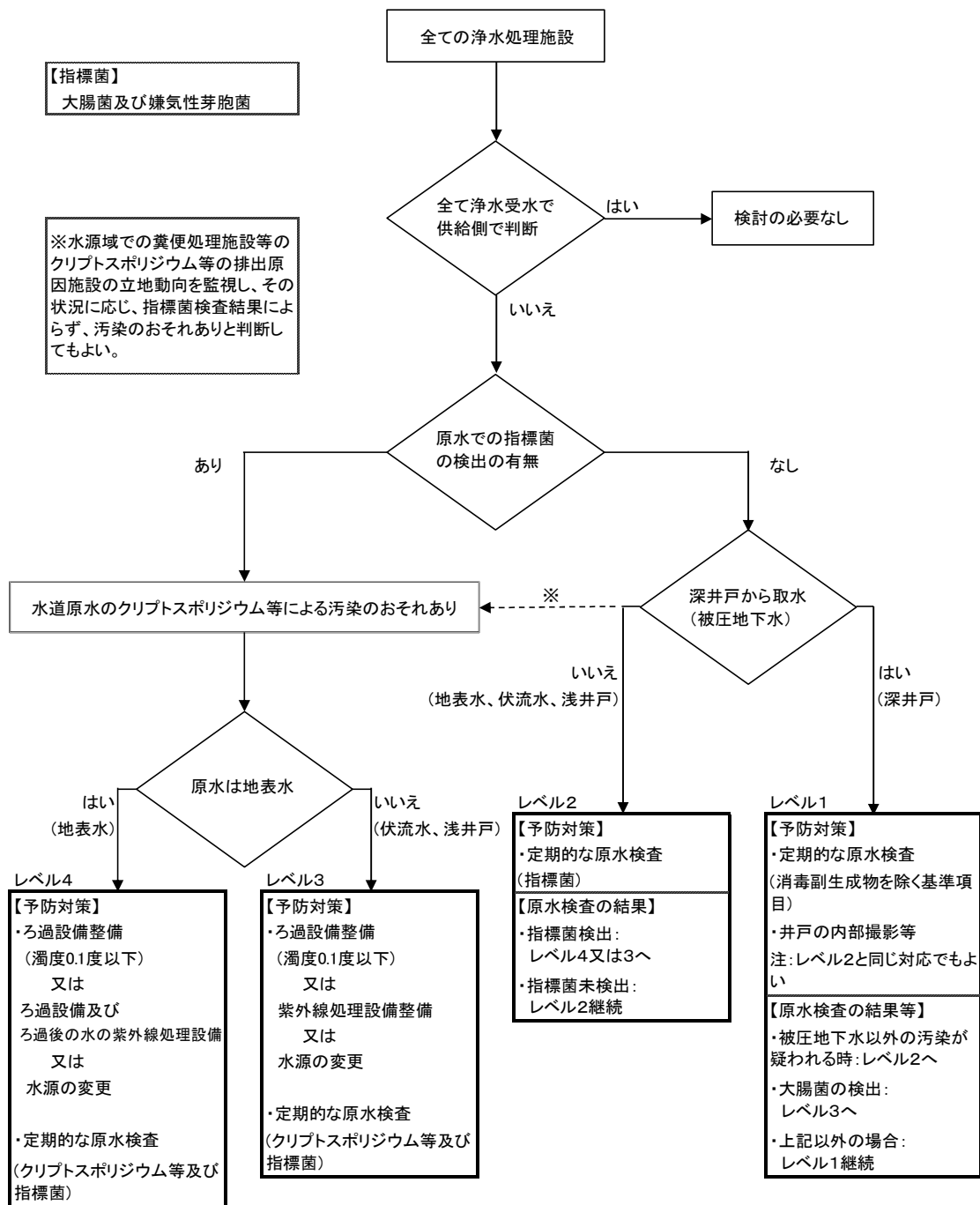


# 愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（以下、「対策指針」という。）  
（平成19年3月30日付け健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知）  
によるほか、次のとおりとする。

## 1 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断等 次のフロー図による。



## 2 予防対策

### (1) 施設の整備

#### (ア) レベル4に区分される施設

(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い施設)

以下のいずれかの施設を整備すること。

(a) ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。

なお、濁度測定は連続自動測定機器によることとし、未整備の場合は、速やかに整備すること。また、整備が完了するまでの間は、卓上型の測定機器により1日1回以上測定するとともに、1か月に1回以上、地方公共団体の機関又は登録検査機関へ依頼して測定を実施すること。

(b) ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備であって、以下の要件を満たすもの。

① クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる紫外線処理設備であること。

② 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。

③ ろ過池等の出口の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること。

なお、濁度の測定地点は原則として各ろ過池ごとに測定することとし、これにより難しい場合は各処理系統ごとに測定すること。

#### (イ) レベル3に区分される施設

(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設)

レベル4に区分される施設と同様か若しくはクリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる紫外線処理設備を整備すること。

### (2) 原水等の検査

#### (ア) 検査方法

指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査については、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知）によること。

これにより難しい場合は、大腸菌については、「水質基準に関する省令の

規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)、嫌気性芽胞菌及びクリプトスポリジウム等については、上水試験方法(日本水道協会編)に示される方法によること。

(イ) 検査等の頻度

各レベルごとに、下表のとおり水道原水の検査等を実施すること。

なお、水源の上流域又は周辺に糞便処理施設等の排出源が存在し、すでに月 1 回以上の頻度で指標菌検査を実施している施設にあっては、引き続き指標菌検査を月 1 回以上の頻度で実施すること。

区 分	検 査 項 目	検 査 頻 度
レベル 4 レベル 3	クリプトスポリジウム等 指標菌	それぞれ年 1 回以上※ <sup>1</sup>
レベル 2	指標菌	3 ヶ月に 1 回以上
レベル 1 ※ <sup>2</sup>	水質検査による隔絶性の確認※ <sup>3</sup>	年 1 回以上
	井戸内部の撮影等による点検	3 年に 1 回以上

※<sup>1</sup> クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間では、原水のクリプトスポリジウム等を 3 ヶ月に 1 回以上、指標菌を月 1 回以上の頻度で検査すること

※<sup>2</sup> レベル 1 に区分される施設が、レベル 2 に区分される施設と同じ原水管理を実施することも可能

※<sup>3</sup> 消毒副生成物を除く基準項目について実施すること

(ウ) クリプトスポリジウム等検出の検査結果の取り扱い

クリプトスポリジウム等検出の検査結果については、「飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330007 号厚生労働省健康局水道課長通知)に従い、漏れなくクロスチェック(第三者による確認の検査)を実施すること。

3 クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対策

以下に示す想定事例ごとにそれぞれ図 1 及び 2 に示したフローに従い、情報の収集及び応急対策を実施する。

- (1) 患者便からクリプトスポリジウム等が検出されたとの情報を受けたが、広域的感染であるか未確認である場合。(図 1)
- (2) 学校等の集団欠席等で広域的感染が判明したが、クリプトスポリジウム

等による感染であるか未確認である場合。(図2)

#### 4 報告

(1) 水道用水供給事業者、水道事業者及び専用水道設置者(市の区域内の専用水道設置者を除く。)は、次の項目について別紙様式により前年度分を翌年度5月末日までに、愛知県建設局長あて報告すること。

(ア) 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

(イ) - 1 対策(ろ過設備による対応)

((ア)でレベル4又は3に該当し、ろ過設備を整備している(整備を計画している)浄水場に限り記載)

(イ) - 2 対策(紫外線処理設備による対応)

((ア)でレベル4又は3に該当し、紫外線処理設備を整備している(整備を計画している)浄水場に限り記載)

(ウ) 浄水処理の状況((ア)でレベル4又は3に該当している浄水場に限り記載)

(2) 水道事業者等は、水源等の汚染又は汚染のおそれが発見された時は「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成25年12月17日付け25生衛第895号健康福祉部健康担当局長通知)に従い、速やかに報告すること。

附 則

この指針は、平成19年9月11日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和元年5月29日から適用する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から適用する。

図1 クリプトスポリジウム等の措置フロー  
 (単独事案としてクリプトスポリジウム症等が医療機関等から報告された場合)

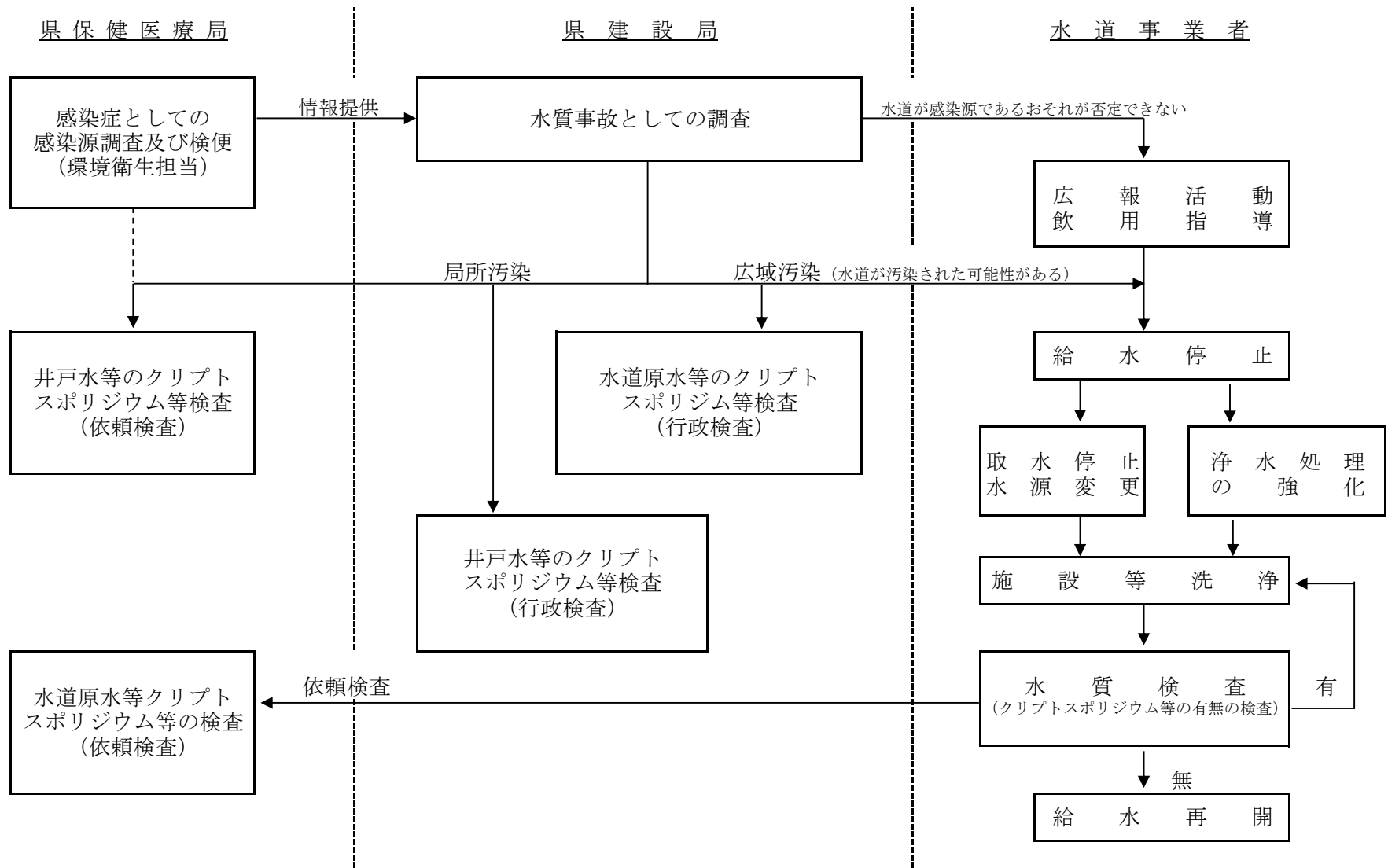


図2 クリプトスポリジウム等の措置フロー  
 (下痢症の集団発生が判明した場合)

